

資料

平成25年9月19日開催
第4回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号	美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例の制定について	-----	1～ 2
議案第 2号	美瑛町北碓小麦の丘体験交流施設条例の制定について	-----	3～ 5

○条例の一部改正

議案第 3号	美瑛町立学校設置条例の一部改正について	-----	6
議案第 4号	美瑛町公民館設置条例の一部改正について	-----	7

○規約の変更

議案第11号	大雪消防組合を組織する地方公共団体数の増加及び大雪消防組合同規約の変更について	---	8～10
議案第12号	北海道後期高齢者医療広域連合同規約の変更について	-----	11

美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例の制定要旨

1 制定趣旨

平成3年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が公布され、さらに平成23年には北海道暴力団の排除に関する条例が施行し、社会全体で暴力団を排除する機運が高まっている。

また、暴力団の排除は法律、道条例、市町村条例がそれぞれの機能を果たしながら、一体となって進めることが重要であり、本町においても暴力団の排除に関し、基本理念などを定めた本条例を制定し、地域経済の健全な発展と町民の安全・安心な生活の確保に寄与することを目的に制定するもの。

2 制定概要

第1条（目的）

本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定。

第2条（定義）

本条例で使用する用語の定義を規定。

第3条（基本理念）

暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定。

第4条（町の責務）

暴力団の排除のための町の責務を明示し、関係機関と連携して暴力団の排除に関する施策を推進することについて規定。

第5条（町民等の責務）

暴力団の排除に関する町民及び事業者の役割の重要性を鑑み

1 町民の責務

2 事業者の責務及び施策に対する協力

3 町民等が暴力団の排除に資すると認められる情報の提供に関する努力義務を規定。

第6条（事務事業における措置）

暴力団の排除を推進するに当たり、町の実施する事務又は事業において、暴力団を利することとならないよう、暴力団員や暴力団関係事業者を入札に参加させないなどの必要な措置を講ずることを規定。

第7条（公共施設の使用の不許可等）

暴力団が町の公共施設を使用することにより、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずることを規定。

第8条（町民等に対する支援）

町民等による暴力団の排除の活動に対する町の支援等について規定するとともに、町民等が安心して活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携することを規定。

第9条（青少年に対する教育等のための措置）

青少年が暴力団へ加入することの防止、暴力団による被害を受けないための教育を必要に応じて行うことや、青少年の育成に携わる者に対して町が支援等を行うことを規定。

第10条（啓発活動）

町民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるため、町が啓発活動を行うことを規定。

第11条（利益供与の禁止）

町民等が暴力団員又は暴力団員が指定したものに対し、利益供与することの禁止を規定。

第12条（施行規定）

具体事項について、規則で定めることを規定。

附 則

（施行期日）

施行期日について規定。

（美瑛町公の施設における暴力団排除に関する条例の廃止）

本条例の施行による美瑛町公の施設における暴力団排除に関する条例の廃止を規定。

（美瑛町二地域居住体験住宅条例の一部改正）

本条例の施行による美瑛町二地域居住体験住宅条例において準用する美瑛町公の施設における暴力団排除に関する条例条項の削除を規定。

3 北海道警察との連携

本条例施行にあたり、美瑛町と旭川東警察署との相互連携を確立し、実効運用が図られるよう、暴力団等の排除に関する合意書を締結。

美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設条例の制定要旨

1 制定趣旨

美瑛町には、「丘のまち」の美しい景観に魅せられて年間120万人を超える観光客が訪れております。景観の特徴でもあるパッチワークの田園風景を形づくっているのは、本町の基幹産業でもある農業です。また、農業は安全で美味しい食材を消費者に提供する重要な役割を担っています。

このように、本町の地域資源である農業と食と観光が手を結び連携をして「安全で美味しい食づくり」をテーマとしたまちづくりを進めていくべく、旧北瑛小学校を活用して「北瑛小麦の丘体験交流施設」を整備することとしました。

観光ルート上に位置し、十勝岳連峰を望む本施設から、都市と農村の交流、食文化等の振興を図り、地域活性化や豊かな町民生活の実現に資するために、施設の管理運営について、条例を制定することとします。

2 施設の概要等

(1) 建物は4箇所(旧校舎…体験研修施設、新築…宿泊施設、レストラン棟、石窯小屋)となっておりますが、条例の中では、レストラン棟と石窯小屋を「地域食材提供施設」と規定しています。

(2) 周辺整備として、2箇所の駐車場(乗用車25台分(身障者用を含む)、大型バス2台分)、駐車場から施設までのアプローチ通路、植栽などの緑化整備、案内板などのサイン工事などがあります。

また、グラウンドは今後「北瑛小麦の丘」にふさわしい利用として、花畑や小麦畑を考えていきます。

(3) 事業の完了は平成26年2月末を予定しており、翌月の3月に施設の一部運用を開始したいと考えています。

3 施設の管理・運営

指定管理者制度を活用し、北瑛行政区、商工会、JA、観光協会、活性化協会、農業振興機構、民間運営会社の7者で構成する運営協議会を11月頃

に立ち上げ、指定管理者として指定する予定です。

この指定管理者（運営協議会）が、町の定めた条例により管理運営にあたる予定です。

なお、町と指定管理者との協定は条例制定の議決が得られた後、12月の定例議会で指定管理者の議決を提案し承認が得られましたら、締結を行う予定です。

4 制定概要

(1) 第1条（目的）

本施設の設置の目的を規定。

(2) 第2条（名称及び位置）

本施設の名称と設置場所を規定。

(3) 第3条（施設）

本施設に置く施設を規定。

(4) 第4条（事業）

本施設にて行う事業を規定。

(5) 第5条（使用時間及び休館日）

第1項 本施設の使用時間を規定。

第2項 本施設の休館日を規定。

(6) 第6条（使用許可）

第1項 本施設の使用許可を規定。

第2項 許可にあたって、使用条件を付することができることを規定。

(7) 第7条から第9条（使用料等、使用料等の減免、使用料等の返還）

本施設の利用に係る体験料、使用料を規定。

別表において、1で体験料、2で使用料を「美瑛町公の施設条例第5条」により規定する使用料を本施設においても適用し、また、他の既存施設の料金を参考にして、上限額等を設定。

なお、第8条で使用料等の減免、第9条で使用料等の返還を規定。

(8) 第10条から第11条（使用許可の制限、使用許可の取消し等）

第10条では、第1号から第3号に該当する場合の使用許可の制限を規定。

第11条では、第6条の許可を受けた後に、第1号から第7号に該当したとき、本施設使用の取消し、制限、停止を規定。

(9) 第12条（目的外使用等の禁止）

第6条の許可を受けた目的以外の使用、転貸、権利の譲渡の禁止を規定。

(10) 第13条から第14条（原状回復、取消し等による損害の責任）

第13条では、本施設の使用後、または第11条による使用許可の取消し等を受けたときの、原状回復義務を規定。

第14条では、第11条による使用許可の取消し等による賠償責任を規定。

(11) 第15条（損害の賠償）

施設の損害は原因者負担とし、ただし書きで、やむを得ない事由があるときの減額、免除を規定。

(12) 第16条（入館の制限）

管理上支障が起こることを想定し、入館の制限を規定。

(13) 第17条（管理の代行等）

第1項 指定管理者に本施設の管理を行わせることができることを規定。

第2項 指定管理者が行う業務を第1号から第4号までの業務とすることを規定。

第3項 第7条に規定する使用料等を指定管理者の収入とすることができることを規定。

第4項 指定管理者が代行できる町長の許可権限等を規定。

(14) 第18条（施行規定）

条例施行に関し必要な事項を、規則に委任することを規定。

(15) 附則

附則1 施行期日を平成26年3月1日から施行することを規定。

附則2 準備行為として、指定管理者の指定及び指定に関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができることを規定。

新		旧	
第1条～第3条 【略】		第1条～第3条 【略】	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号	美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号
美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町字美馬牛南2丁目2番58号	美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町字美馬牛南2丁目2番58号
美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央	美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央
美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内	美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内
美瑛町立美進小学校	美瑛町字下字莫別朝日	美瑛町立美進小学校	美瑛町字下字莫別朝日
美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号	美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号
美瑛町立旭小学校	美瑛町字旭北星	美瑛町立旭小学校	美瑛町字旭北星
美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2	美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2
美瑛町立五稜小学校	美瑛町字五稜第5	美瑛町立五稜小学校	美瑛町字五稜第5
		美瑛町立北瑛小学校	美瑛町字北瑛第2
別表第2 (第3条関係) 【略】		別表第2 (第3条関係) 【略】	

新		旧	
第1条～第5条 【略】		第1条～第5条 【略】	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
分館の名称	位置	分館の名称	位置
美瑛町公民館旭分館	美瑛町字旭1036番	美瑛町公民館旭分館	美瑛町字旭1036番
美瑛町公民館美馬牛分館	美瑛町美馬牛南2丁目2番58号	美瑛町公民館美馬牛分館	美瑛町美馬牛南2丁目2番58号
美瑛町公民館美沢分館	美瑛町字美瑛原野621番1	美瑛町公民館美沢分館	美瑛町字美瑛原野621番1
美瑛町公民館明德分館	美瑛町字朗根内4番6	美瑛町公民館明德分館	美瑛町字朗根内4番6
美瑛町公民館美進分館	美瑛町字ウバクベツ8900番2	美瑛町公民館美進分館	美瑛町字ウバクベツ8900番2
美瑛町公民館置杵牛分館	美瑛町字オキキニウシ原野1110番5	美瑛町公民館置杵牛分館	美瑛町字オキキニウシ原野1110番5
美瑛町公民館美田分館	美瑛町字美瑛原野708番190	美瑛町公民館美田分館	美瑛町字美瑛原野708番190
美瑛町公民館二股分館	美瑛町字美瑛瑠辺藁1644番56	美瑛町公民館二股分館	美瑛町字美瑛瑠辺藁1644番56
美瑛町公民館西美分館	美瑛町字瑠辺藁1996番1	美瑛町公民館西美分館	美瑛町字瑠辺藁1996番1
美瑛町公民館字莫別分館	美瑛町字上ウバクベツ1229番1	美瑛町公民館字莫別分館	美瑛町字上ウバクベツ1229番1
美瑛町公民館五稜分館	美瑛町字五稜7310番	美瑛町公民館五稜分館	美瑛町字五稜7310番
美瑛町公民館俵真布分館	美瑛町字俵真布2512番	美瑛町公民館俵真布分館	美瑛町字俵真布2512番
美瑛町公民館北瑛分館	美瑛町字北瑛第2	美瑛町公民館北瑛分館	美瑛町字ベベツ太921番575
美瑛町公民館千代田分館	美瑛町字平和4612番2	美瑛町公民館千代田分館	美瑛町字平和4612番2

新	旧
<p>(組合の名称)</p> <p>第1条 この組合は、大雪消防組合（以下「組合」という。）という。</p> <p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、美瑛町、東川町、東神楽町、<u>当麻町、比布町及び愛別町</u>（以下「関係町」という。）をもって組織する。</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、消防に関する事務を共同処理する。</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、美瑛町本町4丁目5番20号に置く。</p> <p>(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、<u>18人</u>とする。</p> <p>2 組合議員は、<u>関係町の議会の議員のうちから当該町の議会で選挙し</u>、その定数区分は、次のとおりとする。</p> <p>美瑛町 3人 東川町 3人 <u>東神楽町 3人</u> <u>当麻町 3人</u> <u>比布町 3人</u> <u>愛別町 3人</u></p> <p>(組合議員の任期)</p> <p>第6条 組合議員の任期は、<u>関係町の議会の議員としての任期による。</u></p>	<p>(組合の名称)</p> <p>第1条 この組合は、大雪消防組合（以下「組合」という。）という。</p> <p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、美瑛町、東川町、東神楽町_____（以下「関係町」という。）をもって組織する。</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、消防に関する事務を共同処理する。</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、美瑛町本町4丁目5番20号に置く。</p> <p>(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、<u>9人</u>とする。</p> <p>2 組合議員は、<u>関係町の議会の議員のうちから当該町の議会で選挙したものとし</u>、その定数区分は、次のとおりとする。</p> <p>美瑛町 3人 東川町 3人 <u>東神楽町 3人</u> _____ _____ _____</p> <p>(組合議員の任期)</p> <p>第6条 組合議員の任期は、<u>関係町の議会の議員としての任期による。</u></p>

新	旧
<p>2 <u>組合議員が関係町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。</u></p>	<p>2 <u>組合議員の関係町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。</u></p>
<p>3 組合議員が欠けた場合は、その組合議員が属していた<u>関係町</u>の議会において、<u>速やかに</u>補欠の組合議員を選挙しなければならない。</p>	<p>3 組合議員が欠けた場合は、その組合議員が属していた<u>町</u>の議会において<u>直に</u>補欠の組合議員を選挙しなければならない。</p>
<p>4 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。 (議長及び副議長)</p>	<p>4 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。 (議長及び副議長)</p>
<p>第7条 <u>組合の議会</u>は、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。</p>	<p>第7条 <u>組合議員は</u>、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。</p>
<p>2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。 (組合の執行機関の組織及び選任の方法)</p>	<p>2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。 (組合の執行機関の組織及び選任の方法)</p>
<p>第8条 <u>組合に</u>、管理者1人、<u>副管理者5人</u>及び会計管理者1人を置く。</p>	<p>第8条 <u>この組合は</u>、管理者1人、<u>副管理者2人</u>及び会計管理者1人を置く。</p>
<p>2 管理者は、組合議会において関係町の長のうちから選挙する。</p>	<p>2 管理者は、組合議会において関係町の長のうちから選挙する。</p>
<p>3 副管理者は、管理者以外の関係町の長をもって充てる。</p>	<p>3 副管理者は、管理者以外の関係町の長をもって充てる。</p>
<p>4 会計管理者は、管理者の属する町の会計管理者をもって充てる。 (管理者及び副管理者の任期)</p>	<p>4 会計管理者は、管理者の属する町の会計管理者をもって充てる。 (管理者及び副管理者の任期)</p>
<p>第9条 管理者及び副管理者の任期は、関係町の長の任期による。 (補助職員)</p>	<p>第9条 管理者及び副管理者の任期は、関係町の長の任期による。 (補助職員)</p>
<p>第10条 組合に消防吏員及びその他の職員(以下「消防職員」という。)を置き、その定数は条例で定める。</p>	<p>第10条 組合に消防吏員及びその他の職員(以下「消防職員」という。)を置き、その定数は条例で定める。</p>
<p>2 消防長は、管理者が任免し、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任免する。 (団員)</p>	<p>2 消防長は、管理者が任免し、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任免する。 (団員)</p>
<p>第11条 組合に消防団員を置き、その団員の定数は条例で定める。</p>	<p>第11条 組合に消防団員を置き、その団員の定数は条例で定める。</p>

新	旧
<p>2 消防団長は、消防団の推せんに基づき管理者が任命し、消防団長以外の消防団員は管理者の承認を得て消防団長が任命する。 (監査委員)</p> <p>第12条 組合に、監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、その任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。 (組合経費の支払方法)</p> <p>第13条 組合の経費は、関係町の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>2 前項の負担金の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会費、監査委員費及び公平委員会費は、均等割とする。</p> <p>(2) 本部経費は _____、人口割40%、財政割(消防費基準財政需要額)40%、均等割20%とする。</p> <p>3 前項以外の経費については、組合議会の議決により定める。 (負担金の納付)</p> <p>第14条 前条の負担金は、管理者の指定する期日までに納付しなければならない。 (委任)</p> <p>第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>2 消防団長は、消防団の推せんに基づき管理者が任命し、消防団長以外の消防団員は管理者の承認を得て消防団長が任命する。 (監査委員)</p> <p>第12条 この組合に監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、その任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。 (組合経費の支払方法)</p> <p>第13条 組合の経費は、関係町の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>2 前項の負担金の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会費、監査委員費、公平委員会費は 均等割とする。</p> <p>(2) 本部経費については、人口割40%、財政割(消防費基準財政需要額)40%、均等割20%とする。</p> <p>3 前号以外の経費については、組合議会の議決により定める。 (負担金の納付)</p> <p>第14条 前条の負担金は、管理者の指定する期日までに納付しなければならない。 (その他)</p> <p>第15条 その他 _____ 必要な事項は、管理者が別に定める。</p>

新	旧
<p>別表第2（第19条関係）</p> <p>（1）から（3）まで 【略】</p> <p>備考</p> <p>1 【略】</p> <p>2 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳_____に基づく人口による。</p>	<p>別表第2（第19条関係）</p> <p>（1）から（3）まで 【略】</p> <p>備考</p> <p>1 【略】</p> <p>2 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。</p>

報 告 資 料

(予定価格30,000千円以上～50,000千円未満の工事契約)

工 事 名	工 事 内 容	契約の方法	契 約 先	契約金額	備 考
北瑛旭第6線 道路改良舗装工事 (第2工区)	道路改良 W=5.5 (8.0) m 改 良 L=140.00m 舗 装 L=340.00m 土工、法面工、舗装工、排水工、防護柵工、構造物撤去工 各一式	指名競争入札 による落札	美瑛町旭町1丁目6番17号 株式会社 丸善建設 代表取締役社長 古村 善美	円 31,143,000	工期 自平成25年7月22日 至平成25年10月30日 1. (株)清水組 2. (株)第二工業 3. (株)西森組 4. 浜塚建設工業(株) 5. (株)丸善建設 (第1回目落札)
旭第3線 道路改良舗装工事	道路改良舗装 W=4.0 (6.0) m 改 良 L=351.71m 舗 装 L=351.71m 土工、法面工、カルバート工、排水工、路盤工、舗装工、標識工、道路付属施設工、構造物撤去工 各一式	指名競争入札 による落札	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努	円 40,530,000	工期 自平成25年8月28日 至平成25年12月30日 1. (株)清水組 2. (株)西森組 3. 浜塚建設工業(株) 4. フクハラ建運(株) 5. (株)丸善建設 (第1回目落札)

工 事 名	工 事 内 容	契約の方法	契 約 先	契約金額	備 考
美沢17線 道路改良舗装工事 (第2工区)	道路改良 W=4.0 (6.0) m 改 良 L=199.20m 舗 装 L=6.20m 土工、法面工、カルバート工、 排水工、路盤工、舗装工、標 識工、道路付属施設工、構造 物撤去工 各一式	指名競争入札 による落札	美瑛町本町4丁目3番1号 株式会社 西森組 代表取締役 西森 和弘	円 30,135,000	工期 自平成25年9月13日 至平成25年12月20日 1. (株)清水組 2. (株)西森組 3. 浜塚建設工業(株) 4. フクハラ建運(株) 5. (株)丸善建設 (第1回目落札)
白金牧場線 避難路シェルター 補修工事	屋根取替 A=39 m ² 屋根補修 A=96 m ² 屋根補強、腐食鉄骨補修 補修工、仮設工 各一式	指名競争入札 による落札	美瑛町中町3丁目4番14号 フクハラ建運 株式会社 代表取締役 福原 福博	円 45,990,000	工期 自平成25年9月13日 至平成25年11月30日 1. (株)清水組 2. (株)西森組 3. 浜塚建設工業(株) 4. フクハラ建運(株) 5. (株)丸善建設 (第1回目落札)